

株主議決権行使ガイドライン（外国株式）

（平成28年4月 1日 制 定）

（平成31年3月31日 改 正）

（令和4年2月15日 最終改正）

I 総則

1. 目的

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての連合会の意見が十分反映されるように、連合会が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「調整積立金に係る運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（外国株式）（以下「ガイドライン」という。）を定める。

2. 運用

連合会の保有する株式は現在委託運用のみであること、また、連合会よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、連合会自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、具体的な議決権行使の判断は、原則としてこのガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。受託者は、投資先企業に対して一律に権利を行使するのではなく、ガイドラインの趣旨を理解した上で、エンゲージメントの内容などを踏まえ、投資先企業の状況に即した議決権行使を行うものとする。

ただし、受託者が議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合には、受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定めるものとする。また、連合会は貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保するべく、受託者において貸付可能株数を管理するものとする。

なお、連合会で統一的に議決権を行使すべき事案と判断する場合には、個別の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行う。

連合会は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行

動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

連合会は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えていることから、各企業には情報開示及び株主や投資家との対話を積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、よりその企業の状況に即した適切な判断を行うことを期待する。

連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、受託者は、そのために必要な経営を求めていく必要がある。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、議決権行使の前後にその行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであり、議決権行使とエンゲージメントの一体的運用（株主総会前のエンゲージメント、議決権行使結果のフィードバック）を行うものとする。

議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の一つであり、受託者はその実効性を高める取組を続ける必要があるため、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCA サイクルを構築・活用し、実効性を高めるものとする。

連合会は、投資先の諸外国及び市場におけるコーポレートガバナンスの制度を尊重するが、ガイドラインでは、投資家としての連合会が求める普遍的な事柄について、議決権行使における考え方を定めるものである。

なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとするが、議決権を行使することが受託者において運用に制約をもたらすと判断される場合や、議決権行使が実際上難しい場合等については、受託者における「不行使」の判断を必ずしも妨げるものではない。

II 具体的行使基準

1. 取締役会の構造及び取締役の選任

独立取締役が過半数選任されていない取締役会における独立取締役以外の取締役の選任については、以下の場合を除き、否定的に判断する。

- 独立取締役を過半数置くことが相当でないことの十分な説明がある場合。
- 投資先の市場における実情を勘案した上で、独立取締役を過半数置くことが相当でないと考えられる場合。

CEOと取締役会議長の職務分離については、肯定的に判断する。

取締役の選任については、候補者が適切かつ適正であることを判断するために、法令等で定められた開示情報を含め、十分な情報開示を求めた上で、

候補者について検討し、不適切と判断される場合を除き、原則として賛成する。

不祥事件に対する取締役会の関わりについては十分な説明を求めるとともに、取締役の選任については個別に判断する。

独立取締役の選任については、候補者が企業との関係で独立した立場からの判断を行うことができるか検討し、不適切と判断される場合を除き、原則として賛成する。

2. 役員報酬等

業務執行を担当する役員の役員報酬（株式を活用した報酬を含む）については、企業の利益の最大化及び長期的な株主価値の向上を図るインセンティブとして有効に機能すると判断できる場合には、付与対象者が経営上過度にリスクを取ることを助長するものでなく、既存株主の利益を不当に害するものでない限り、原則として賛成する。

役員報酬等の水準については、企業の利益とのバランスで妥当か、他社比較において合理性を持つかなどを基に判断する。

3. その他

資本政策、定款変更、敵対的買収防衛策、株主提案等、上記以外の事項に関しては、長期的な株主価値向上又は毀損防止の観点から個別に判断する。